

○志摩市障害者控除対象者認定事務の処理に関する要綱

平成16年12月8日

告示第101号

別表(第3条関係)

	所得税法施行令による定義	市長による判断基準
障害者	所得税法施行令第10条第1項第7号 (その障害の程度が第1号又は第3号に掲げる者に準ずるものとして福祉事務所長の認定を受けた者)	
	知的障害者(療育手帳の表示がBの者) ・同条第1項第1号に掲げる者 ・精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にある者、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者	要介護度が2又は3の者及び要介護度が1の者のうち、訪問調査票の認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上の者(要介護度3については、特別障害者控除対象者を除くものとする。)
	身体障害者(障害の程度が3級以下の者) ・同条第1項第3号に掲げる者 ・身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者	要介護度が2又は3の者及び要介護度が1の者のうち、訪問調査票の障害高齢者の日常生活自立度がA1以上の者(要介護度3については、特別障害者控除対象者を除くものとする。)
特別障害者	所得税法施行令第10条第2項第6号 (その障害の程度が第1号又は第3号に掲げる者に準ずるものとして福	

社事務所長の認定を受けた者)	
知的障害者(療育手帳の表示がAの者) ・ 同条第2項第1号に掲げる者 ・ 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にある者、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされた者	・ 要介護度が4又は5の者及び要介護度が3の者のうち、訪問調査票の認知症高齢者の日常生活自立度がⅢb以上の者
身体障害者(障害の程度が1級又は2級の者) ・ 同条第2項第3号に掲げる者 ・ 身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者	・ 要介護度が4又は5の者及び要介護度が3の者のうち、訪問調査票の障害高齢者の日常生活自立度がB2以上の者

#### 備考

- (1) その年の12月31日(対象となる者がその年の中途において死亡している場合は、その死亡の時)時点で有効な要介護認定の基となった介護認定審査会資料の内容により、総合的に判断すること。
- (2) 障害者控除対象者認定の取扱いにあたっては、他法(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、身体障害者福祉法、戦傷病者特別援護法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律等)を優先する。